TOYONAKA FREELANCE

＼ 豊中のフリーランスが集まる場 ／

とよフリMEET 会員募集

会費無料 0円

豊中市域においてフリーランスが活躍することで、
本人がいきいきと事業を展開できるとともに地域の活性化につながることをめざす
「とよなかフリーランス MEET コミュニティ」の会員を募集します！

ぜひお申込みください！

フリーランスの方
フリーランスをめざす方

とよフリMEET会員になると

事業所との出会いの場

フリーランス同士の交流の場

フリーランス応援団がご提供します！

＼ お申込みはこちら ／

会員の条件

・雇人のいない自営業主や一人社長で、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る人
・雇用されている人であっても兼業や副業として雇用主からとは別に自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得ている人
※事業形態について、個人事業か法人かは問いません

「フリーランス応援団」とは

フリーランスを選択する人・選択している人などに対し、相談できる場・学びの場・出会いの場を提供しています。
豊中市、豊中商工会議所、とよなか起業・チャレンジセンター、とよなか男女共同参画推進財団で構成しています。

お申込みにあたってのお願い

以下の事項をご確認のうえ、お申込みください。
（詳細につきましては、『とよなかフリーランスMEETコミュニティ 会員規約』をご覧ください。）

（『とよなかフリーランス MEET コミュニティ 会員規約』より抜粋）

（会員登録）
第３条 本会の趣旨に賛同し豊中市を盛り上げる気持ちがあり、現にフリーランスである人または今後フリーランスをめざす人は、本会の会員になることができる。
２ 本会の会員になろうとするものは、所定の方法にて会員登録をするものとする。
３ 会費は無料とし、入会金は不要とする。

（変更の届出）
第４条 会員は、登録内容に変更があった場合は遅滞なく所定の方法で変更の届け出をするものとする。

（退会）
第５条 会員は、所定の届け出をすることにより、任意に退会することができる。
２ 本会は、会員から退会の届け出があった場合には、１か月以内に手続きを完了するものとする。

（禁止行為）
第７条 会員は、本会における活動や会員との交流において、以下に掲げる行為を行うことを禁止するものとする。
（１）法令に違反する行為、違法な行為を勧誘又は助長する行為
（２）他の会員の利益を不当に侵害する行為
（３）知的財産権など他人の権利を侵害する行為
（４）誹謗中傷、いやがらせなど、経済的・精神的損害又は不利益を与える行為
（５）民族・人種・出身地・性別・年齢などによる差別につながる言動
（６）事実に反する情報を発信する行為
（７）無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
（８）マルチ商法、ネットワークビジネスその他類似するビジネスへ勧誘する行為
（９）会員のビジネスやサービス、扱っている商材について、執拗に紹介又はこれを勧誘する行為
（１０）選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
（１１）宗教の勧誘を目的とする行為
（１２）他の会員の個人情報を収集・蓄積する行為
（１３）反社会的勢力と関わる行為
（１４）公序良俗もしくは一般常識に著しく反する行為
（１５）本会が不適切と判断する行為

（個人情報の取り扱い）
第９条 本会は、会員の個人情報をとよなかフリーランス応援団の構成組織で必要に応じて共有し、以下の各号に該当する場合を除き、会員情報を第三者へ提供しない。
（１）法令に基づく場合
（２）会員の同意がある場合
（３）法令により要請され、かつ、当会が開示を妥当だと判断した場合
（４）利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
（５）個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

入会のお申込み

二次元コードにアクセスし、
お申し込みください。

お問い合わせ先

豊中市 都市活力部 産業振興課
06-6858-2188
sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp
（氏名・電話番号・お問い合わせ内容をご記入ください）